

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則【環境局循環社会推進部業務課】	3
◇ 告示	
○ 指定管理者の指定【産業経済局観光部観光課】	4
◇ 公告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】	5
○ 特定調達契約の落札者の決定【環境局循環社会推進部施設課】	7
○ 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】	8
○ 認可地縁団体からの所有不動産の所有権移転登記等に係る公告【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	9
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【会計室】	13
○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】	16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

- 1 粗大ごみのごみ処理手数料について、指定納付受託者に納付を委託することができることにしました。
- 2 1の場合について、粗大ごみに市長が別に定める事項を記載した紙面その他の物を添付することにしました。
この規則は、令和4年2月25日から施行することにしました。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第2号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第1項中「手数料」を「定期的に収集するごみの処理に係る手数料」に、「第158条に基づき収納」を「第158条第1項の規定により収納の事務」に改め、「者」の次に「（以下「収納事務受託者」という。）」を加え、同欄第4項を同欄第5項とし、同欄第3項中「には、」の次に「指定納付受託者に納付を委託する場合は委託の際通知を受けた市長が別に定める事項を記載した紙面その他の物を、収納事務受託者に納付する場合は」を加え、同項を同欄第4項とし、同欄第2項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 粗大ごみの処理に係る手数料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託し、又は収納事務受託者に納付するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第56号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、北九州市小倉城並びに小倉城庭園、北九州市立勝山公園及び北九州市立あさの汐風公園の指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
TEAM城下町小倉共 同事業体	北九州市小倉北区京町 二丁目2番19号3階	令和4年4月1日から 令和9年3月31日ま で

北九州市公告第 1 1 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 2 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー二島店

北九州市若松区鴨生田三丁目 1 番地

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

代表取締役 大久保恒夫

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫

イ 変更後

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

代表取締役 大久保恒夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫

イ 変更後

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表取締役 大久保恒夫

4 変更の年月日

令和4年1月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年2月17日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年6月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年6月27日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第114号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市新門司工場他1工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月7日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
6,281万866円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年12月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 1 1 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体から、所有不動産の所有権移転登記等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。当該不動産の所有権移転登記等について異議がある当該不動産の登記関係者等は、次に定めるところにより、北九州市長に対して異議を述べなければならない。

令和4年2月25日

北九州市長 北橋健治

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 新屋敷自治会

(2) 区域 北九州市若松区大字有毛1350番地、1352番地1、1370番地、1391番地、1393番地2、1398番地、1435番地、2299番地、2325番地11、2326番地、2427番地2、2462番地1、2565番地、2573番地3、2575番地5、2575番地6、2581番地4、2586番地1、2588番地、2597番地1、2603番地、2622番地2、2642番地、2648番地、2649番地、2650番地、2652番地、2661番地、2662番地2、2678番地、2918番地1、2918番地2、2974番地、2975番地、2988番地、2991番地4、2994番地、2997番地、2998番地2、3000番地、3018番地、3023番地、3043番地及び3072番地

(3) 主たる事務所 北九州市若松区大字有毛2994番地

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
山林	838平方メートル	北九州市若松区大字有毛1350番
山林	5,626平方メートル	北九州市若松区大字有毛1352番1
山林	2,298平方メートル	北九州市若松区大字有毛1370番
山林	1,788平方メートル	北九州市若松区大字有毛1391番
山林	4,949平方メートル	北九州市若松区大字有毛1393番2
原野	750平方メートル	北九州市若松区大字有毛1398番
山林	4,077平方メートル	北九州市若松区大字有毛1435番
山林	7,790平方メートル	北九州市若松区大字有毛2299番
山林	631平方メートル	北九州市若松区大字有毛2326番

山林	607平方メートル	北九州市若松区大字有毛2427番2
山林	187平方メートル	北九州市若松区大字有毛2462番1
山林	2,478平方メートル	北九州市若松区大字有毛2597番1
山林	1,304平方メートル	北九州市若松区大字有毛2603番
宅地	87.94平方メートル	北九州市若松区大字有毛2678番
山林	2,255平方メートル	北九州市若松区大字有毛3072番

(2) (1)の土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
藤田元右衛門	北九州市若松区大字有毛2589番地
天野万吉	北九州市若松区大字有毛2997番地
豊島万吉	北九州市若松区大字有毛2588番地
田中仲太郎	北九州市若松区大字有毛3046番地
本田鶴松	北九州市若松区大字有毛2564番地
天野半藏	北九州市若松区大字有毛2645番地
天野平太郎	北九州市若松区大字有毛3023番地
天野善太郎	北九州市若松区大字有毛3019番地
天野繁藏	北九州市若松区大字有毛2998番地
天野熊藏	北九州市若松区大字有毛2649番地
天野亀吉	北九州市若松区大字有毛2652番地
豊島芳太郎	北九州市若松区大字有毛2975番地
本田友平	北九州市若松区大字有毛2997番地
天野藤作	北九州市若松区大字有毛2650番地
天野勝太郎	北九州市若松区大字有毛3000番地
天野岩吉	北九州市若松区大字有毛2642番地
天野熊吉	北九州市若松区大字有毛3018番地
豊島徳松	北九州市若松区大字有毛2661番地
天野長吉	北九州市若松区大字有毛2654番地
豊島直吉	北九州市若松区大字有毛2996番地
天野猪太郎	北九州市若松区大字有毛2648番地
杉原菊太郎	北九州市若松区大字有毛2988番地
田中文夫	北九州市若松区畠田二丁目6番20号

(3) 土地

地目	面積	所在地
----	----	-----

山林	2, 088平方メートル	北九州市若松区大字有毛2918番1
公衆用道路	23平方メートル	北九州市若松区大字有毛2918番2

(4) (3) の土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
藤田元右エ門	北九州市若松区大字有毛2585番地
天野万吉	北九州市若松区大字有毛2997番地
豊島万吉	北九州市若松区大字有毛2588番地
田中仲太郎	北九州市若松区大字有毛3046番地
本田鶴松	北九州市若松区大字有毛2564番地
天野半藏	北九州市若松区大字有毛2645番地
天野平太郎	北九州市若松区大字有毛3023番地
天野善太郎	北九州市若松区大字有毛3019番地
天野繁藏	北九州市若松区大字有毛2998番地
天野熊藏	北九州市若松区大字有毛2649番地
天野亀吉	北九州市若松区大字有毛2652番地
豊島芳太郎	北九州市若松区大字有毛2975番地
本田友平	北九州市若松区大字有毛2997番地
天野藤作	北九州市若松区大字有毛2650番地
天野勝太郎	北九州市若松区大字有毛3000番地
天野岩吉	北九州市若松区大字有毛2642番地
天野熊吉	北九州市若松区大字有毛3018番地
豊島徳松	北九州市若松区大字有毛2661番地
天野長吉	北九州市若松区大字有毛2654番地
豊島直吉	北九州市若松区大字有毛2996番地
天野猪太郎	北九州市若松区大字有毛2648番地
杉原菊太郎	北九州市若松区大字有毛2988番地
田中文夫	北九州市若松区畠田二丁目6番20号

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和4年2月25日から同年5月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記申出書様式）に必要事項を記載し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、持参又は郵送（令和4年5月25日までに必着のこと。）により下記へ提出すること。
- (3) 提出先及び本件に係る問合せ先
- 〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課
電話 093-582-2111

北九州市公告第118号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラーデジタル複合機1台
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア モノクロ出力及びカラー出力各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ出力及びカラー出力各1枚当たりの単価契約とする。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間 この公告の日から令和4年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わない。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年3月7日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和4年3月15日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか

に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

北九州市公告第119号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 令和4年度会計書類搬送業務
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市役所他8か所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第8項に定める特定信書便事業について、北九州市内の地域で

本業務を受託できる内容で許可を受けていること。

(5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手續等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間 この公告の日から令和4年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わない。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年3月7日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和4年3月14日午後2時

4 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514